

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し)(美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【6】)

2. 日時：令和3年10月14日 14時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官※、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー 他8名※ 及び 担当者2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応

資料2 設計及び工事計画 コメント反映整理表(2021年10月7日提出)

資料3 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応(抜粋)

資料4 設計及び工事計画 コメント反映整理表(2021年10月14日提出)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制上のタツモトです。
0:00:04	ただいまから第 1000 生竹テフラ噴出規模見直しに係る美浜 3 号機、高浜 1234 号機及び大飯 34 号機に係る設計及び工事計画の認可申請についてヒアリングを始めます。
0:00:22	それでは、関西電力から説明をお願いします。
0:00:30	関西電力の長谷川です。それでは説明させていただきますと、本日は、資料 4 をお手元をお願いします。
0:00:40	本日は審査会合で御指摘いただいたコメントNo.三番と 7 番について回答させていただきますので、またですね三番の回答にあたっては、若干内容が 2 番ともかなりかぶるところもありますので、今の内容を踏まえながら回答させていただきます。
0:00:59	それでは最後に特色評価に関する説明もさせていただければと思いますのでよろしくをお願いします。
0:01:07	まずは補足説明資料の番号の順番からいくと、7 番が先になりますので、
0:01:14	7 番の回答させていただきます。
0:01:18	それでは資料一番の
0:01:21	頁 17 ページをお願いします。
0:01:32	審査会合コメントからの主な内容ですけれども、少々お待ちください。
0:01:51	はい。
0:01:53	ただ、
0:01:55	はい。
0:01:57	サンデンヌマタです。続けてください。
0:02:03	安全の長谷川です。それでは、続けさせていただきますと、
0:02:08	17 番、17 ページ。
0:02:10	ですけれども、
0:02:12	あ、すみません、コメントNo.7 番ですけれども、内容が除灰要員荷重に対する影響確認結果を示しているが、実際の運用と比較して、除灰要員荷重が設定が保守的であることを示すこと。
0:02:28	いうものになってます。
0:02:30	それで、その回答としましては、このK17 ページの 4 ポツのところに記載させていただいております。
0:02:41	設置許可での議論を踏まえて考える最大形状は要員数を追加してもOK降下火砕物よりをすべき建屋及び施設。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	が発生攻めることの確認っていうのは行っておりますけれども、それと実際のやはり運用と比較して、今保守的であるという説明をさせていただきます。
0:03:04	まず、実際の除灰手順についてですけれども、
0:03:08	実際の除灰手順につきましては、
0:03:11	4 ポツの下のほうに書いてあります一番に丸の手順で情報提示除灰を進めていきます。
0:03:21	まず一番ですけれども、海岸露頭で止められ近傍までアクセスしまして、
0:03:27	足場を確保するための屋根にための除灰というのをやはり乗る前に
0:03:33	実施します。
0:03:34	それから屋根全体の除灰行っていきますので、除灰要員が誘起宛範囲の上に乗ってそれらが重畳して荷重が作用するというものでありませんので、
0:03:47	実際の除外の適用を踏まえても、
0:03:50	今現状の評価内容としましてはこれは重畳させて健全性の確認してますけれども、
0:03:57	踏まえますと、そういったことはないので保守的であるという説明です。
0:04:03	次に除灰要員の数についてですけれども、
0:04:07	高浜 1 号機のフェリーゼロタッチ建屋の場合は、
0:04:11	建屋の上部面積 500 平米あります。
0:04:15	今、健全性確認では 1 平米当たり 1 人乗るという計算にしていますので、
0:04:20	除灰を
0:04:22	人数に書かしますと 500 名に相当します。
0:04:27	実際、ディーゼル除灰につきましては 6 名程度で行いまして、設置許可でも 6 名除灰できる成立性の確認っていうのは行っております。
0:04:37	ですので、人数的にも保守的な設定となっております。
0:04:43	高浜 1 号機のネットにタンクも同様でタンク上部には時タンク上部の面積は 95 平米ありまして、
0:04:52	除灰要員は 95 人。
0:04:55	計算で計算になります。
0:04:57	ですけれども、タンクのようにカバーがやれんわけ面積は非常に小さいので、
0:05:02	旧森野邸除灰するといったことはありません。
0:05:07	ですので、手順と量販の監事さん除灰用の家族を踏まえても、
0:05:13	健全性確認に行っている評価内容っていうのは保守的であるという説明でございます。
0:05:19	コメント No.7 につきましては以上になります。
0:05:25	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	はい、江藤氏、原子力規制庁のタツモトですと資料 1 の補足に、
0:05:34	について確認します。
0:05:39	どこか補足に、
0:05:41	は、今代表として高浜 1 号機の建屋節理が抽出されてますけれども、この抽出は、当高浜だけではなく、大飯美浜、すべてのプラントの建屋設備を網羅的に、
0:05:58	と比較して、裕度が一番小さいものを選定した。
0:06:02	という理解でよろしいですか。
0:06:05	浅い電力のハセガワです。
0:06:08	そうですね。こちらの通りでして、すべての建物設備。
0:06:14	組めて踏まえて一番裕度が低かったものがあってあれば、イズ建屋 6 高い値のディーゼル建屋で
0:06:24	設備では海進年度でしたので、それを経営代表で評価結果等を示しております。
0:06:49	この補足資料上はそのすべてのプラントの建屋設備、
0:06:54	を対象にしてるってことがわかるように明確にしてもらっていいですか。
0:07:03	関西電力の長谷川です。すべて確認した結果で代表がこの二つだということを記載するという。
0:07:11	ご指摘間違いないでしょうか。
0:07:15	原子力規制庁の建物って、最初の母集団っていうんですか、すべての最初的手段を明確にしたいというところで何を対象にしたのかっていうところを明確にしてくださいという趣旨です。
0:07:31	アサヒ電力のハセガワです。
0:07:33	承知しました。
0:07:36	資料の 17 ページ目について、これちょっと表現ぶりを確認したいんですけど、4 ポツの
0:07:45	荷重条件の保守性及び実運用で、
0:07:49	最初のパラの一番最後ですかね。
0:07:52	当タンクについては 95 人分の荷重に相当するが、建屋よりも面積が小さく、それを超える人数で除灰作業を行うことがない。
0:08:02	まず建屋より面積が小さくっていうのは、
0:08:06	建屋夢先が小さく、それを超える人数で除灰作業を行うことがないことを何を移動して説明しているのかっていうのを教えてます。
0:08:16	まさに電力の瀬川です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	とぴあは平米の建屋に対して六名で行いますので、タンクにつきましては、実際蒸発する場合は、これか。それ以降、それより少ない人数で行いますので、そういうことか。
0:08:35	関西電力のヌマタで少し補足させていただきますけれども、設置許可のときの除灰の成立性というのは面積の大きい建屋にかたいして実施しておりますタンクに対しては定量的な定率確認というのは、実施しておりませんで、それは、
0:08:51	建家よりもタンクのほうがかなりの面積が小さいというような建屋で成立性を確認できればタンクもおのずと成立が確認できるというところで整定確認していないんで、ここにですねこの資料に書くときに、先ほど建屋のほうは6人というあの定量値が出たんですけれども、
0:09:08	タンクのほうはちょっとなかなかまとめ資料上は言っていないんで、通知をなかなか書けないなというところでアノール 500、500 平米に対して6人でやるんだから、95 平米に対して6人を超えてやることはないですと、そういう意図で記載させていただいております。
0:09:29	原子力規制庁のタツモトです。
0:09:31	その許可での議論審査の経営的なところをもうちょっと
0:09:36	加えてもらえればいいのかと思うんですけど、
0:09:40	とぴあのほうは成立性確認をしてますのはタンクのほうはこういう理由ではないけれども、こういう理由で除灰作業を行う。
0:09:48	人数は超えないっていうような流れにしてもらえますか。
0:09:53	浅い電力ヌマタです。承知いたしました。
0:10:47	すいません。マイクが入ってなかったんでもう1回、
0:10:51	言わせていただきます。規制庁の井上ですけれども、補足2の表-1で尤度が1.232.08とあるんですが、以前審査会合用にいただいた資料。
0:11:06	を見ると、1.10.01となっていて、
0:11:11	発生応力とか必要鉄筋量が
0:11:13	今回のと少しずつ違うんですがこの差は、
0:11:17	について説明してください。
0:11:22	関西電力のヌマタです。あのえっとですね、この2ポツのところの評価結果というのは、除灰用意を含める前の当評価になっております。今日は工認の記載値ということになっておりますんで、除灰用には含めた結果というのが18ページの5ポツのところに記載しております、
0:11:42	今ご指摘の1.10とか1.01ってのはこの5ポツのところの評価をお示していると、これは除灰を読ませた後の課長でございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:50	そういうことです。
0:11:52	はい、わかりました。
0:12:14	原子力規制庁のタツモトです。
0:12:15	同補足 2 については終わりにします。続けてお願いします。
0:12:25	関西電力の長谷川です。
0:12:28	それでは、コメントNo.の 2 番と三番について説明させていただきますと資料 3 をお願いします。
0:12:47	了解。
0:12:49	ページ番号でいきますと、4 ページ目をお願いします。
0:12:59	冒頭でも申し上げましたが、三番の説明のために 2 番も交えながら説明させていただきます。
0:13:06	コメント 2 内容ですけれども、
0:13:09	いえ、設工認では、
0:13:12	層厚変更に伴い荷重の影響因子を含む設備を評価対象としているはその他の影響品証対象としているよう説明する。
0:13:20	使っております。
0:13:22	赤字の部分を見ていただきたいのですが、まず、設置許可で防護対象施設全数
0:13:30	ベイズに対して各影響因子に対して個別に評価を行っておりますので、その説明を本日させていただければなと思います。
0:13:41	個別評価の説明に入る前に資料の真ん中辺りを見ていただきたいのですが、
0:13:47	赤字の部分なんですけれども、
0:13:49	育つ変更に伴いまして、影響を受ける影響因子としましては、加力閉塞になります。
0:13:57	主蒸気逃し弁の将棋と主蒸気安全弁の閉塞から安全弁
0:14:05	はい期間 1 の閉塞評価につきましては、設置許可段階で抄かつ詳細設計を確認しておりますので、
0:14:13	本設工認申請対象外としておりますのでその旨を追記させてもらってます。
0:14:21	次のページをお願いします。
0:14:27	こちらが皮革施設に
0:14:33	その施設に対して、
0:14:37	協議し、
0:14:38	評価結果を講ずると並べたものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:43	この表の整理なんですけども、少し構成を変化／変更さ変更しました構成としましては、
0:14:52	まず、新規性基準適合性にどういった評価をしたのかという記載から始まって、右矢印で、
0:15:01	そう先行に伴う設計結果どうなるかというところを記載しております。
0:15:06	例えば家事ポンプのみ循環系の閉塞につきましては、
0:15:11	上から三番目の下から左から三番目のセルですが、
0:15:16	風間休憩
0:15:18	新規制基準で
0:15:21	やはり、
0:15:22	粒径が小さいの閉塞に至らないと、そういった評価してまして、DNPIはどうだつてなると粒径は変わらないので、営業の人。
0:15:31	そういったことを
0:15:34	1件一葉で高圧作っているというような感じに
0:15:39	資料構成見直しております。
0:15:42	それで、これまでの議論というのが、全設備に対して
0:15:47	わかるのかなと思ってこのようにさせていただいております。
0:15:54	次に、
0:15:56	資料8を見ていただきたいんですけども、
0:16:03	こちらが防護対象施設を選定したあさぎり電力のヌマタです。資料8がどのページかをちょっと明確にお願いいたします。
0:16:14	失礼しました資料8ではなくて、資料3のページ、8です。
0:16:34	大きい。
0:16:35	ただ、ハセガワです。
0:16:38	いえ、DB設置許可ではまとめ資料に何が防護工施設となるのかというのを、
0:16:44	フローチャートをつくって示しまして、説明させていただいております。
0:16:53	防護対象施設というのがこの赤四角で囲っているものが防護対象施設になります。これらに対して、前協議し、どれが影響するのかというのを、
0:17:06	検討しまして、その個別評価というのを以降DNP設置許可段階ではやって、
0:17:13	やりました。
0:17:15	でその評価結果が、
0:17:18	9ページになります。
0:17:24	まず建屋になりますけれども(1)
0:17:28	見ていただきたいんですけども。
0:17:31	(1)に評価項目が書いてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:34	でとしましては、
0:17:36	荷重の評価と
0:17:39	D丸の腐食の評価。
0:17:41	この二つを実施評価で実施して作って、
0:17:45	次にその評価結果につきましては、
0:17:49	(3)に記載しております、
0:17:53	JPの設置許可段階では成立性の確認を行っております。
0:17:59	その内容としましては、次のページを見ていただきたいんですけども、表1の当期表1見ていただきたいんですけども。
0:18:07	競争はという形でだけなどだけの層圧は大丈夫なんかで実際のDNPの層圧高浜サイト戻りかけてるのかっていうので、これを比較して、成立性確認を行ってます。
0:18:20	次のページをお願いします。
0:18:23	今資料メーター程度ページ9基ですか。
0:18:29	成立確認の中で、
0:18:34	ud流動低い評価項目につきましては、発生値と許容値、こういった比較もして、
0:18:41	例えば16成立性確認というのを行ってますので、
0:18:49	12ページをお願いします。
0:18:52	立法府証券腐食の評価につきましては、外部塗装が施されておりますので、
0:18:59	影響なしと。
0:19:00	家の設置許可では、その評価させていただきました。
0:19:04	この考え方は、新規制から変わらないものになってます。
0:19:11	続きまして、
0:19:14	13ページのここ水タンク、
0:19:17	評価内容ですけども、
0:19:19	評価項目につきましては、(1)に記載の通り荷重特色になります。
0:19:24	ちょっと説明の前としましてはその(1)に評価項目を言ってから評価結果を
0:19:29	順に説明していくという流れでさせていただきます。
0:19:32	まず荷重特色があって、評価項目として挙げられます。
0:19:39	過剰につきましては、14ページお願いしたいんですけども。
0:19:44	建屋と同じように影響要素が次の出しまして、
0:19:48	実際に降り積もる火山灰どれだけかかっていうのと比較して整理することにも行っております。
0:19:56	15ページをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:00	なお陸地の比較というのもやってまして、概算ですが発生助教授を比較しまして成立性隔離不能となっております。
0:20:08	2番のところで腐食評価を行ってまして、そちらの外部塗装がありますので腐食に対して問題なしとしてます。
0:20:18	次に18ページをお願いします。
0:20:21	はい。
0:20:26	これは海水ポンプの評価内容ですけれども、
0:20:29	海水ポンプの評価項目につきましては、
0:20:32	荷重と腐食閉塞がありますので閉塞特色については、構造物や水循環系電気計装系となるものによっていろいろ分かれてます。
0:20:48	(3)の評価結果を見ていただきたいのですが、
0:20:53	19ページをお願いします。
0:20:57	評価内容としましてはこのような計算を経た上で、
0:21:03	20ページに示しているページの表1を見ていただきたいんですけども。
0:21:09	応力と影響力の比較をして問題ないという確認を行っております。
0:21:20	21ページをお願いします。
0:21:24	水循環系の閉塞評価につきましてはどうこちらも外部塗装がされてますので、
0:21:31	問題なしとしております。これ②になります。
0:21:36	③の経営
0:21:38	水循環系の閉塞とかにつきましては、
0:21:41	いいえ、こちらは要の粒径が
0:21:45	1ミリ水産よね水循環系、
0:21:51	ただ、通過しますので問題なしと評価をしております。
0:22:01	次に12ページの④ですけれども、こちらが水循環系の職になるんですけども、こちらも当部合計としております。
0:22:13	23ページですけれども、
0:22:16	電気計装設備の閉塞評価につきましては、外気が
0:22:21	直接原動機送り込まれないような構造になっておりますので、
0:22:27	今問題にしておりますが、仮にゲートから駄目だし、金融したとしても、
0:22:34	そのまま通過していて、
0:22:37	ただ含んだ状態ではそのまま会期が、
0:22:42	電動機の中を通過していきますので、問題なしという評価をしております。
0:22:53	次に14ページですけれども、
0:22:56	電気計装品も腐食評価、これにつきましては、これも初層がありますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	つまり、これにつきましては火山灰が心理士という構造になっておりますので、影響なしとしております。
0:23:19	次に 15 ページをお願いします。
0:23:23	指定といちごページは主蒸気逃し弁消音器の個別評価になります。
0:23:29	評価項目とづき評価項目につきましては(1)の
0:23:33	記載の通り閉塞評価になります。
0:23:38	評価結果につきましてはわかりやすい図が 27 ページにありますので、27 ページをご覧ください。
0:23:46	左に書いてある矢印を見てもらいたいですけれども、
0:23:51	火山灰の重量に対して主蒸気逃し弁の
0:23:57	噴出力っていうのはすごい強いので、今、飛ばすことによって問題なしとしております。
0:24:04	これにつきましては系統層圧によって評価結果が影響を受けます。風間重量がかかかりますので、なので、
0:24:14	すみません以降により影響ありとしまして、
0:24:17	それで、それで再評価した結果、丸と受けとめてます。
0:24:23	それを利益設置許可で議論しました。
0:24:34	28 ページをお願いします。
0:24:38	主蒸気安全弁の配置パターンなんですけれども、こちらも評価内容としましては閉塞になります。
0:24:49	評価結果ですが、フェーズ 3、10 ページをお願いします。
0:24:54	こちらも先ほどと同じで、
0:24:58	噴出力が含まれておりますので、
0:25:01	影響なしと認めます。
0:25:04	これも層厚変更によって火山灰の重量が変わりますので、
0:25:09	DNPによって
0:25:11	評価結果利益がありますが、
0:25:14	その影響確認の結果というのはDNPの設置許可で実施済みです。
0:25:25	次に 31 ページをお願いします。
0:25:29	Aとタービンの補助給水ポンプの蒸気大気放出管、
0:25:33	についてですが、こちらは閉塞評価を行っております。
0:25:39	写真を見ていただきたいんですけども。
0:25:43	この構造の取り得火山灰が侵入しにくい構造であるので影響なしとしております。
0:25:55	ページ 33 ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:58	非常用ディーゼル発電機の閉塞評価ですが、
0:26:02	非常用ディーゼル発電機は
0:26:06	空気の取り込みが下から上に向かって取り込みますので、火山灰が侵入しにくい構造となっているところで仮に真実としても、火山灰の硬度が低いので、中で破砕されて下階非常に以前発電機の構成品に
0:26:24	影響を与えるものではないという評価をしております。
0:26:40	16 ページをお願いします。
0:26:45	換気空調設備になりますが、こちらは閉塞評価と大気汚染に対する評価結果評価を行っております。
0:26:55	次のページをお願いします。
0:26:59	下の図を見ていただきたいんですけども、閉塞評価につきましては、火山灰が侵入しにくい。
0:27:06	歩道となっておりますので、影響なしと評価しております。
0:27:12	次のページをお願いします。
0:27:26	耐久性の強化ですけれども、産機空調設備は、購買時にダンパを検知しますので、外気が入ってこなくなります。
0:27:37	土地お勧めするには、人がいますので、SaaS辺りという評価を行っております。
0:27:45	評価結果から 1 に示す通り、93 時間もつという評価結果で深まるしております。
0:27:53	一方で、
0:27:56	39 ページですけれども、
0:27:59	こちらの端側炭酸ガスの評価も示しております。
0:28:05	で、66 時間もちますので、こちらも評価もあると。
0:28:10	いうふうに
0:28:11	DNP許可では
0:28:15	評価しました。
0:28:22	はい。
0:28:23	次に、41 ページをお願いいたします。
0:28:27	平成範囲につきましては閉塞特色の評価を行っております。
0:28:38	43 ページをご覧ください。
0:28:44	閉塞につきましては、
0:28:48	この矢印を見てもらいたいんですけども、火山灰が兩広角高角硬化する速度と上向きの排気速度、これらをこれを企画しますと、排気速度が埋まっているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:02	火山灰が侵入しないと。
0:29:04	評価をしております。
0:29:07	またこの排気中は
0:29:11	排気をかなり大きいので、
0:29:14	定めが堆積しても継続しないものとなっております。
0:29:18	という説明をしてきてます。
0:29:22	で、腐食につきましては、塗装を行っておりますので、影響なしと下の①ですね。
0:29:30	そうしております。
0:29:35	44 ページをお願いします。
0:29:40	次に、回収し、海水取水設備ですが、こちらは経営トップと腐食の評価を行っておりますが、
0:29:48	閉塞につきましては、海水取水設備のメッシュのサイズがかなり大きいので、
0:29:56	粒径が 1mm ですね、これ通過すると。
0:30:01	ので閉塞はしませんという評価をしております。
0:30:05	腐食につきましては、等々によってもらうっておりますので、影響なしという評価を評価になります。
0:30:17	次に 46 ページですけれども、
0:30:19	いえ、海水ストレーナになります。
0:30:23	海水が海水の閉塞と腐食の評価を行っております。
0:30:28	海水ストレーナも経営メッシュサイズが十分大きいので、火山灰により閉塞することはありません。
0:30:36	海進ストレーナには仮に冷却設備がありまして、下流のレーザー却設備についても、Ricker波機能内径が火山灰の粒径と比較すると、十分に大きいので、1mm 以上ありますので、
0:30:53	そのまま通過するという評価をしております。
0:30:57	で、腐食につきましては、
0:30:59	腐食性にすぐれた水量を用いておりますので、影響なしと認めます。
0:31:10	次に、47 ページをお願いします。
0:31:15	と制御用空気圧縮機につきましては 8000 摩耗の評価を行っております。
0:31:24	ただ毎年コードというのは不制御用空気圧縮機の構成比のコードと比べますと、非常にもろいので影響なしと。
0:31:33	構成比に影響を与えないという評価をしております。
0:31:49	48 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:52	きちっと安全法系計装盤評価につきましては、絶縁低下の評価を行っております。
0:32:00	安全法系計装盤につきましては、盤内の間隔が広いところにつきましては、火山灰の付着があったとしても、
0:32:10	甘くすることがない。
0:32:12	一方間隔が狭いにつきましては、11で、
0:32:17	融資をつけてますのでそれで保護されて、
0:32:21	ここは
0:32:23	進入がないような状態になってます。
0:32:28	ヌマタへの降灰時のダンパ使命ますので、分団まで火山灰が到達しないで影響なしと。
0:32:36	評価をしております。
0:32:48	どうなりましたコメントNo.
0:32:52	たくさん日関連するものとしてコメント2を説明させていただきました
0:32:58	ここまでで何かございますでしょうか。
0:33:06	原子力規制庁のタツモトです。
0:33:09	海盆では、鉄塔層厚変更によって残る影響を考慮するとしている荷重
0:33:19	ノ閉塞、それ以外の因子についてスクリーニングアウトする。
0:33:25	いう
0:33:27	を設置変更許可の審査経緯踏まえて説明してくださいと言ったところ、
0:33:33	への回答をいただいたと思ってます。
0:33:36	荷重については詳細評価を設工認側でやると言ってるので。
0:33:43	その荷重の説明をしますと、一方閉塞については、
0:33:47	と同じように詳細評価をしてるんだけど、それはもう設置許可段階でやっていて、
0:33:54	設工認にて燃えて中身が変わるものではないので、許可の段階でもう終わってます設計自体も見てもらってます。
0:34:02	ということで、
0:34:04	議論経緯があったと認識しました。
0:34:09	それ以外のスクリーニングアウトについては、
0:34:13	別紙1でします通りですってということで、大体中身、整理してもらったとは思ってるんですけど。
0:34:21	サトウ
0:34:22	もう少し
0:34:25	説明して欲しいというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:29	今、
0:34:30	別紙 1 ですか。
0:34:32	全部の一覧表として、
0:34:35	にしてもらっているところで、
0:34:38	例えば、一番最後の全体の 6 ページ。
0:34:43	の一番下、安全保護系計装盤等絶縁低下、
0:34:51	は、そもそもの新規制基準のときに、
0:34:55	フィルターの設置とか、
0:34:58	をしますと、
0:35:00	火山灰は微細なものですっていうのと説明があつて、それに対して赤字で今回のDNPの設置許可の段階で粒径が変わらない。微細なものっていうものは変わりません。
0:35:12	っていうのと、構造、フィルタを設置しますっていう構造変わらないので、評価結果に影響を及ぼさないっていうのは、全体を網羅していて、とても理解しやすい。
0:35:25	ですけども。
0:35:26	その部分で、例えばその 1 個上の制御用空気圧縮機、
0:35:32	での
0:35:33	一番、6 ページ目の左の欄、換気系電気系計装制御系のところでもこの赤
0:35:42	コードが変わらないためっていう
0:35:45	今後しかないわけですね。
0:35:47	先ほどの安全保護系であれば、粒径が変わらないっていうことと、構造が変わらないっていうところを説明した上で影響を及ぼさないとしている一方で、こちら高度が変わらないとしか言ってないので、そこら辺の表現は、
0:36:03	その安全保護系みたく一対一対応している方がわかりやすく、
0:36:09	粒径なりコードなりが変わらないんです。その上で構造も変わらないんですっていうような説明ぶりっていうのは統一してもらっていいですか。
0:36:25	関西電力のヌマタです。承知いたしましたの黒字のところでも新規制基準の確認事項書いてますんで、その確認した内容に対して、すべて一対一対応です。今回どういうふうに確認したのかということはわかるように記載させていただきます。
0:36:44	原子力規制庁のタツモトです。お願いします。
0:36:48	原子炉の 7 ページの別添以降は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:51	すべての個別評価位置から個別評価 13 まですべても設置変更許可での補足資料を別途添付してもらっているという認識でよろしいですか。
0:37:07	関西電力の長谷川です。
0:37:09	接地系NP設置許可のときの
0:37:14	個別評価の結果になりますので、そうです。
0:37:18	はい。
0:37:20	原子力規制庁タツモトです。別途補足。
0:37:23	個別評価 13 までが設置許可での補足説明資料ですっていうのがわかるようにしてもらっていいですかね。今回の工認で新しく出すものではなくて、すでに出しているものなんですっていうのわかりやすくしてほしいということなんですけど。
0:37:38	アベルコの長谷川です。だから承知しました。
0:37:55	規制庁のコンソールまず本当のところ、10 ページ 11 ページでも表 1 表になんですけど、これ。
0:38:05	高浜のどの後期の話を書いてないんで、これ多分、
0:38:10	補助建屋の件が悪かったかも一、二だと思うんですけど 1 人に関する表だっということをしっかり明記していただきます。
0:38:20	11 ページの表になんですけど。
0:38:24	これ発生値と許容値の比較をしてるんですけど、建屋ごとに比較する断面、
0:38:30	軸力曲げせん断が異なる。
0:38:34	こと及び
0:38:35	最大断面力が生じる場所。
0:38:38	どっかから拾ってきたのかわかんないんですねこの表はどンドン資料を見れば、今後詳細がわかるかちゃんとわかるようにしていただきます。
0:38:50	よろしいでしょうか。
0:38:53	関西電力のヌマタです。まずですねこちらの 10 系統今回別添として付けさせていただいている 7 ページから 40A、
0:39:06	48 ページの資料ですけれどもこちらの高浜 34 号機のものになりますので、それがわかるようにという御指摘だったかと思いますので、ちょっとこれがわかるように修正させていただきますんで、それからですねと 10 ページ 11 ページの建家の荷重評価に関してはこれ、
0:39:24	設置許可で、あくまで成立性を確認するためのものとしてやらしていただいたものでございまして、今回の設工認での荷重評価っていうのはまた全く別のものになりますので、そちらはですね、そんなだけ等、また建屋側のヒアリングのほうで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:42	詳細を説明させていただこうかと思っておりますんでこれはあくまで 10 ページ 11 ページは、設置許可のときにはこういう形で説明しておりましたというご紹介という位置付けでご認識いただけたらなというふうに思います。
0:39:56	人も表 1 にはどうなの。
0:39:59	発電所の 1 号機なんかは松明示しておいてくださいあと表には、じゃあ設置許可のときにこういう計算をしたという資料も教えてください。でそれが工認時にどう変わってくるのか、改めてこういうところを計算し直したっていう詳細も、
0:40:16	御説明ください。
0:40:19	今後、5 月から 10 月の最終週ですか、その点はよろしく願います。
0:40:28	よろしいでしょうと関西電力のヌマタ図事業本部側でよろしいですか。
0:40:36	今回、事業本部関西電力のシブヤでございます。承知いたしました表に関して設置許可で説明した内容ということでございますけれども鉄砲によって強い意識説明するためにはですね、そういう違いがあるとか、基本/s公認の例ですね、きちっと評価しておりますというところでございますので、その辺もあわせて説明させていただきます。
0:40:57	はい、願います。所 16 ページなんですけどこれタンクの話なんでプラント側の話なんですけどちょっと
0:41:05	どこの耐震見てもよくわかんないところがあつたんで、図 3 を見ていただくと、これ性成立性確認の図で見ると、
0:41:14	何か
0:41:16	○午後 1 時発生応力が、
0:41:19	これがかくなった火山灰が 10cm+積雪 10cmが結構でかくて、
0:41:25	○
0:41:27	5-2 の火山灰 25cm積雪 10cmより高くなっているこの理由はわかんないのと、
0:41:35	④ですね見直し物層厚 22cmと書いてあるんですけど、22 センチって値はどっから出てきたんでしょうか。これもしかして間違ってるんだったらそこら辺をちゃんと説明してもらわないとちょっとプラント側の本案納得できないと思うんで。
0:41:52	そこら辺はお願いしたいんですがよろしいでしょうか。
0:42:00	関西電力の長谷川です。サトウ。
0:42:05	私はそうです。まず成立性確認のときにですね、
0:42:15	これらの成立性確認のために今どういった計算をしたのかっていう表したことを表しているツーツーになりまして、すいませんまとめ資料については補足説明、高浜 34 号機のまとめ資料になるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:32	その当時ですね美浜 3 号機で考え方を主査のお示し
0:42:39	考え方は美浜 3 号機を例に説明しましたので、その名残
0:42:45	2 号機 3 号機を例に説明したので、これと 3 号機の内容が書かれています。ただ、
0:42:52	コメント、これの考え方を示しているだけです、
0:42:58	これこれで
0:43:02	これここの記載とさせてもらってます。
0:43:05	評価結果につきましてはp34 のものをきちっと載せてますので、警察に 17cm のものを記載しております。
0:43:14	規制庁のナカフサでそういうことが前の 10、
0:43:19	3415 年何も書いてないんですけど、この図だけボンと貼ってあるんですけども。
0:43:25	そういう説明が必要じゃないんでしょうか。
0:43:29	関西電力のヌマタです。ご指摘承知いたしましたこちらのは設置許可のまとめ資料ではありますけれどもそれを今回設工認側の補足説明資料として入れておりますので、そこら辺ちょっとわかるようにですね吹き出しが何か、要はまとめ資料がベースなんだけれどもそこからこういう
0:43:47	こういう情報ちょっと補足させていただきますという形でちょっとわかるように修正させていただきたいというふうに思います。
0:43:54	はい、よろしくお願いします。
0:43:57	あと規制庁な加速度 44 ページ、これちょっと教えて欲しいんですけど。
0:44:03	最後にですね。
0:44:05	設立時の年収間隔について想定する火山灰の粒径が十分小さく、粘性を生じさせる粘土鉱物は含まれてないとかですね。
0:44:19	45 ページで、
0:44:22	火山灰には
0:44:26	海水中の火山灰濃度は非常に急に時薄いという話があるんですけど、この火山灰の物性っていうのは、
0:44:36	どこに書いてあったんでしょうか。ちょっと見当たらなかったんで後で教えてくれればと思います。これは以来ですよろしくお願いします。
0:44:48	当関西電力のヌマタです。すいません、ちょっとこの火山灰の物性に関してはですね特段そこまで設置許可側での議論があったものではないというふうに認識しております。ただ一般的にその火山灰っていうと軽石とか、そういったたぐいのもになりますんで、それで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:06	一般的な話として、年度みたいなものではありませんと、いや、あの火山灰によってもご存知の通りけら上なんか粘性があって、海中に入れば当然方もあるし、水がなければ、そういうのって結構大事だと思うんですね。
0:45:22	今CWポンプ分を入れときは流速が速くて、確かに固まらないかもしれないけど、例えば、定検時なんてポンプがほとんど海水ポンプ 10 ぐらいしか持ってないときは、有線の図 7 に流速を遅くて固まるかの粘性があるとかたまる可能性がある。
0:45:40	白洲みたい砂系は固まらないとか、不正が全然違うんですよ。そこら辺がわかって書いてあるのかと思って質問しております。
0:45:52	関西電力のヌマタ商店いたしまして、少しちょっと事実関係確認して回答させていただきます。よろしくお願いします。
0:46:16	規制庁高橋です。細かいところでありますけれども、
0:46:22	31 ページ目のタービン動の補給水
0:46:28	補助給水ポンプですね。
0:46:31	Aのところなんです、(3)の評価結果のところ、
0:46:41	3 行目の記載で配管の構造等から閉塞することなく、機能に
0:46:47	影響を及ぼすことはないというところでちょっとここ、
0:46:51	ほかにの大きさに比べてここだけちょっと、もやっとした記載になっているかなと。
0:46:57	設置許可のそのままということなんです、先ほどあったように何か補足できるということであれば、もう少しこれ具体的に
0:47:05	説明いただけないかなと思いました。
0:47:09	例えば
0:47:10	裏の図で何かこの構造が出て参りますけれども、ドレン管があってここから抜くとか、
0:47:17	或いは
0:47:18	728mmのところ、吸収できるとか、何かそんな、もうちょっと具体性があるといいんじゃないかと思いましたが、いかがでしょうか。
0:47:33	関西電力の長谷川です。おっしゃる通りですね、
0:47:39	ページ 32 ページの図 2 ですね、この損等見ていただければわかるんですけど、
0:47:50	かなりの層圧に対してわからないんですよというのは、カバーもありますし、ドレン管もありまして、損そこから抜けていくなど、いろいろ
0:48:01	あるのでそれをちょっと丸めて
0:48:10	まず、構造等というふうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:12	させていただきます。
0:48:14	関西電力のヌマタです。ご指摘承知いたしました。今ハセガワから中身的には説明させていただいた通りなんですけれども、少しこの資料 2 を追記させていただくようにさせていただきます。以上です。
0:48:30	規制庁高須です。2 点目ですけれども、事実確認ですけれども、42 ページの配置等に係る影響評価、
0:48:41	の中で 42 ページのbのところ、
0:48:47	各排気塔の排気速度で常時排気
0:48:51	という記載があるんですが、
0:48:54	他方P37 の換気空調設備。
0:48:59	2 の記載の中では
0:49:03	様々対策をやるんですが、その一つとして換気空調設備を停止すると。
0:49:10	いう記載がありまして、その場合常時排気に何か影響ありますでしょうか。
0:49:23	思います。関西電力の瀬川です。
0:49:28	常時排気を経営と止めることもできまして、止めたらとめたで外気空調設備というのは、
0:49:37	使わなくなりますので、
0:49:40	影響なしとしています。
0:49:42	子供は引き出しに入れさせてもらえればなと思います。関西電力のヌマタ図ちょっと少し補足させていただきますと 42 ページのところ、42 ページの表 1 です、こういったところで挙げられている廃棄空気の流れです、ちょっとこの辺りってこの一部おっしゃる通り、要が来たら止めること。
0:50:02	あり得ますので、その場合、この廃棄の速度っていうのも変わってきます。ただですね、43 ページの上から 3 行目のところに記載させていただきます。まず一番上のところでは統合、
0:50:17	この換気空調系が回っていた場合は、この高加速度を上回るんで、まず侵入はしませんと求めている場合はこの上回ることで、6.4 ミリ以下になってしまう可能性もあるんで、その場合でも、
0:50:32	この排気塔っていうのは十分
0:50:36	この 27cmかかっていう層圧に比べて大きいものになっておりますので閉塞することはないというふうな形でここに記載しているものでございます。
0:50:47	それとタカハンです。
0:50:49	趣旨はわかりました。ただこの空調を止めると旧汀線きつと排気セットで止めるかと思いますが、排気塔のほうも、こうとまってくるという事実があって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:05	それで、この仮に以下の停止した場合でも、この廃棄等の構造から閉塞はないよというところで読むんだということで理解しました。
0:51:17	ただですね、この評価の記載はこのままでもちろんいいとは思われますけれども、
0:51:25	後配ということで、発電所全体に影響部数。
0:51:33	話ですので、このような組み合わせで考えたときに不整合が生じるような評価結果っていうのはほかにあるかどうかちょっと確認したいところなんですけど、
0:51:57	合計家財電力のハセガワです。
0:52:01	不整合箇所につきましては、ちょっと今思い当たるものはもう少しそれぐらいしかないのかなというふうな認識です。また何かありましたら、こちらからの説明させていただければなと思います。
0:52:16	わかりました。1回ちょっとサーベイしていただいて、内にならないでその旨、御説明いただければと思います。以上です。
0:52:26	関西電力乱数承知しました。
0:52:46	規制庁のフカホリです。
0:52:49	前科いいの
0:52:53	建物建築物に係る影響評価において、
0:53:01	従来荷重であった評価を
0:53:05	今回応力の評価に代えますっていう説明を一度受けたんですけども。
0:53:12	それはその施設とか設備について全部応力評価に変えたのか、それとも、
0:53:21	従来やっていた荷重の評価で持たないやつに対してだって、
0:53:26	その応力評価っていうものをに変更したのかっていう、そこがちょっとまだわかってないので、それはどちらかなのか、まず、はっきりして欲しいというのが一つです。まずそっからよろしくお願いします。
0:53:43	関西電力の関でございます。建家につきましてはですね、すべての建屋を今回応力による評価を実施しております。これにつきましてはですね前回コメントもいただいております、県庁の補足説明資料のほうにその旨も反映するようにいたしますので、ただ近い建屋の部屋で、あそこも、
0:54:01	詰めて御説明させていただけたらと思います。結論としてはすべておることによる評価を実施しているというものでございます。
0:54:08	関西の田中です。1点だけ補足でしてやって当然企業カードの段階では仮の評価もうちもとは成立性としてやっぱり評価でやられていまして、やり直さんよくなっていくつかありですね。
0:54:24	それで、特に環境放射けれども工認段階ではすべて暴力団による評価に変えていますっていうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:36	はい、ありがとうございます。もう一つはですね
0:54:41	前回の資料で今までの既許可の評価では、
0:54:47	大きな保守性を有して降下火砕物堆積時に、
0:54:53	建家機能維持できることを確認できない場合があるっていうそういう表現があったんですけども、具体的にどうこの建屋のどこが評価上、満足できない部位が出てきたんですかって言うのがわからないので、
0:55:11	どこがまずかったんですかね。そのためにその応力評価をに変えたっていうならわかるんですけど、どこがまずかったっていうのが具体的に書いてないので、その点を1点だけ確認させてください。
0:55:34	YKTのタナカでそういうエコとですね、以前も言われた財布でいくつかありますからね、どこの建屋もあると。
0:55:48	ここでちょっとみたいな答えますけれども、資料に落としたほうがよいかと思いますので、ちょっと整理します。
0:56:00	VEGAというのはお伝えできないというのが答えでしてできるの加入の装荷であれば、
0:56:09	どこの部位っていうのも確認せずに、加力あれだけ評価できますので、特にどこのご意見こととして評価しているものですので、その建屋でまずかった昔の方向では、
0:56:26	過温難しかったというのも答えようと思います。
0:56:33	でもですね。
0:56:35	関西電力のヌマタです。ナカフサ能を回位の建屋費あのときに、そういった1枚もん作って、それで補足説明資料か何かに入れて、それでお出しするっていうのでよろしいですか。
0:56:54	昨日、
0:56:55	はい。
0:56:56	102mの中で配管思いました。
0:57:16	はい。
0:57:19	規制庁のタツモトですと補足6については以上になりますねと最初言ったように、許可の資料であれば許可の資料抜粋しているっていうのはわかるようにしてもらわないと設工認で新しく出したみたいに見えて、そういう視点でこっちも確認するようになってしまうので、
0:57:36	資料の位置付けは明確にした上で説明をしてするようにお願いします。
0:57:41	はい。
0:57:43	南都銀行の長谷川です。ちょっと資料のほうの資料が説明した上で行った上で説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:51	規制庁タツモトです。引き続きお願いします。
0:57:56	はい。
0:57:58	関西電力の長谷川です。それでは
0:58:02	資料3の
0:58:05	49ページをお願いします。
0:58:12	こちら側の会議を別途三番の
0:58:16	配当のための資料になります。
0:58:24	介護コメント三番ですけども。
0:58:26	屋外のSA設備、アクセスルートの確保に係る除灰手順について、既許認可の経費。
0:58:34	を説明することと、
0:58:37	になってます。
0:58:40	なので等を企業に彼女はいいの話になりますので、その状況について説明させていただきます。
0:58:48	除灰運用の
0:58:52	全体像がわかるようにですね本日トイレ等1のように、
0:58:58	除灰手順の全体像がわかるようにまとめてきてます。
0:59:01	メキ許可では成立性。
0:59:05	除灰大物成立性の確認というのを除灰に要する時間を確認して、
0:59:10	水室の確認を行っていきまして、また灰置き場が必要になりますので灰置き場の確認と、その二つをやってきました。
0:59:19	あとですね、層序範囲の際にやると資機材何を使うのかといったところもきちんとさら標準に書いておりますので、
0:59:30	しだいですと、
0:59:32	買い取ります。
0:59:34	ちょっと一つ一つ説明させていただきます。まずDNPの施設についてですけども、除灰に要する時間につきましては、建家について除灰の時間の確認してます。
0:59:48	建家以外の設備につきましては、火山灰が堆積する面積が非常に小さいものですので、
0:59:55	ここまでやらなくても除灰可能としております。
0:59:59	はい置き場につきましては、政令と建屋とタンク、
1:00:05	次へ堆積する範囲について確認を実施しております。
1:00:09	上に建家とタンクPR施設につきましては、
1:00:14	固まりの解説堆積する量が非常に作って少ないので。はい置き場を運搬、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:21	をどう考えておりませんので、今の隔離というのは行っています。
1:00:28	資機材につきましてはスコップスタンプマスクゴーグルヘッドライトを使って除灰作業を行います。
1:00:37	これはDNPによって
1:00:42	運用及び資機材、
1:00:44	変更というのはありません。
1:00:48	次にSA施設ですけれども、こちらも除灰の成立性につきましては、
1:00:54	建屋に対して行っております。
1:00:56	見立て以外につきましては面積が非常に小さいので、
1:01:00	時間を確認する。
1:01:04	それもちよつと時間を確認施設等が除灰可能であると、定性的なものを
1:01:11	定性的な評価となっております。
1:01:14	前置き場につきましては、
1:01:18	縦に堆積する範囲に対して行っておりまして、上記以外のものにつきましては、海脚φをきわめの運搬ってというのは考えておりません。
1:01:29	資機材わかって、
1:01:32	スコープその担保ます工具ヘッドライトこの5点になりまして、こちらもDNPやって何か変わるものってというのはございません。
1:01:42	次にアクセスルートなんですけども。
1:01:46	こちらは確認対象外となっております。
1:01:50	その理由としましては、火山事象とSA事象というのは重畳しませんので、
1:01:57	業務概要させる時間的な制約というのがありませんので、紹介しております。
1:02:04	預金につきましては、ファイバーの道路脇に
1:02:09	ブルドーザーで余計ますので、
1:02:11	確認不要としております。
1:02:14	機材はAブルドーザーを4点。
1:02:19	DDFP
1:02:21	ヤスタ
1:02:23	による変更ございません。
1:02:27	繰り返しになりますけれども、この運用ってというのは、
1:02:31	降灰が終了してから実施する運用になります。
1:02:37	次に触れる油輸送ルート、
1:02:40	についてですけれども、これもちよつと説明しますけども、大飯固有のもので
1:02:47	情報発信をする時間というのは、確認実施済みです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:52	次に配置き場につきましては、これはもうブルドーザで横におけますので、灰置き場の確認は不要としています。
1:03:00	資機材につきましては、ブルドーザと4点。
1:03:06	で、
1:03:09	今期以降及び資機材につきましては変更。
1:03:13	まいと、
1:03:14	いうものになっております。にあたり掃流等に対しては88三条の
1:03:21	要求がされ前の新規規制基準の設置許可で構い降灰時に機器の通常のフィルターで対応すると。
1:03:31	1人でした。
1:03:33	それに対して7日間のDGの運転要求というのがあります。
1:03:37	なので、除灰時間っていうのは確認しておりましたが、
1:03:41	いうと、今回で言えばスポーツに対して、
1:03:45	この除外時間というのを確認したものがやはり一番左のやはり時間のものになります。
1:03:54	で、
1:03:55	備考欄に書いてますけども、こちら側の審査順序の対応では実質的なものになります。
1:04:02	実施しないものありますので、その旨備考欄に記載しております。
1:04:15	続きまして、59ページを
1:04:18	お願いします。
1:04:25	先ほど除灰手順の全体像に対して、
1:04:30	表1で示しましたが、ここからは実際に使用した資料。
1:04:35	お見せしながら、こんなことやりましたといった説明をさせていただければと。
1:04:40	思います。
1:04:43	まず、aと2ポツ1ですけれども、除灰に要する時間及び置き場
1:04:48	ですけれども、
1:04:53	ですね、別紙1を見ていただきたいんですけども、まとめ資料で確認しております。
1:05:00	ちょっと飛びますけども、こちら2ページをお願いします。
1:05:05	これがいいと。
1:05:07	DNP設置許可のときのまとめ資料の抜粋になります。
1:05:13	ここで経営等、
1:05:17	実際に建屋の面積がどれぐらいで
1:05:22	除灰能力がどれぐらいで何日できるのかっていう確認を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	行っております。
1:05:30	次に、経営と 53 ページをお願いします。
1:05:34	これは配置き場
1:05:37	の確認をしまして、
1:05:39	表の中を見てもらいたいですけれども、
1:05:45	これだけのような場合があって、
1:05:48	あるというだけの面積のこれぐらいあると。
1:05:52	言った一旦評価を
1:05:54	聞いております。
1:06:01	次にDBに行ったらすみません、ページ 50 ページに戻ってください。
1:06:10	で、屋外SA設備の除灰及びアクセスルートの確保についてですけれども、
1:06:15	時民間基本設計方針では除灰につきましては、保安規定に定めると。
1:06:22	しております保安規定につきましては降下火砕物及び積雪の除去作業については、防波降灰及び積雪の状況を踏まえて、設備に繰り越さないよう実施すると。
1:06:37	いうふうに記載しております。
1:06:40	また、社内マニュアルにおきまして、
1:06:44	除灰手順を定めておられる定めておりまして、
1:06:49	定めております。
1:06:51	当該箇所は抜粋して工認は別紙、
1:06:55	保安規定は、別紙 3、社内マニュアルは別紙を記載しております。
1:07:01	はい。
1:07:03	失礼しました。
1:07:04	神戸市については
1:07:08	今の内容と域内につきましては
1:07:11	ここに記載の通りですので、ちょっと説明は割愛させておって、割愛させていただきます。
1:07:19	な本研究につきましては発生火山事象とSA事象が重畳しないため、
1:07:26	剰余金の推移させるための時間的な制約というのはありません。
1:07:31	はい。
1:07:33	次に 2 と 3 をお願いします。
1:07:39	これタンクローリによる非常DGの燃料輸送ルートの除灰ですけれども、これはほぼA3 横のものになります。
1:07:53	これ何かといいますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:55	降下火砕物による間接的な影響としまして、7日間の外部電源喪失を想定しております、そのための7日間非常ディーゼル発電機の連続運転が必要になります。
1:08:09	なのでもう今移送なるんですけども、この貯蔵タンク、
1:08:17	この中の燃料を使ってるPCを動かすんですけども、その容量だけですと7日間連続運転ができないとデイタンクという使って中流が
1:08:29	必要と。
1:08:30	あります。
1:08:34	新規性基準の適合性の設置許可のときは、
1:08:39	アクセスルートの復旧に要する時間評価、
1:08:42	を行ってまして、
1:08:46	燃料の移送が必要となる時間というのはDGが起動後3日までに
1:08:53	アクセスルート復旧して給油が必要という確認を行っております。
1:08:58	なのでA層厚変更しまして、ちゃんと除灰作業できるのか、っていう確認を設置許可の技術的設置許可のまとめ資料でもその作業かというのを行っていくと。
1:09:16	ページ59ページを見ていただきたいんですけども、
1:09:21	こちら側の着雪許可時のまとめ資料になります。
1:09:26	ここでブルドーザーの使用ですとか、除灰方向なんか踏まえまして、
1:09:33	成立性確認を
1:09:36	まとめ資料で行っております。
1:09:40	50ページ戻っていただきたいんですけども。
1:09:46	この除灰作業というのは
1:09:49	保安規定に定めると。
1:09:51	いうことを基本設計方針でもうたっております。
1:09:54	それが別紙6になります。
1:09:58	これそのままのことがほぼ基本設計方針に書かれてますので、別紙6の説明は割愛させていただきます。
1:10:07	高鍋信金ページ50ページですけども、大飯34号機以外のプラントにつきましては、副理事の
1:10:18	燃料タンク、
1:10:20	タンクだけでその7日間連続運転が可能ですので、この切る作業幾つなら大飯だけになりますので、これ大飯さんのこういうもの。
1:10:31	ということで、すっきり設置許可でやっぱ評価結果をお示して、
1:10:40	また本燃料移送に用いるこのタンクローリーの
1:10:46	評価につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:54	担保評価を当時設置許可でも行っていました。なのでDNP許可でも設置許可のまとめ資料にて評価結果をお示しております。
1:11:10	別紙 7 を転売します。
1:11:17	64 ページになります。
1:11:21	これがDNP設置許可時の計タンクローリーの荷重評価の評価書になります。
1:11:32	評価内容としましては機械工学便覧に載ってるような評価式を使って一番下の表の通り、
1:11:41	問題なしという評価をしております。
1:11:52	もう 11 ページに戻ってください。
1:11:57	はい。
1:12:00	この
1:12:02	この内容につきましては
1:12:07	資料 4 の
1:12:11	まだ 31 ページを見ていただきたいんですけども。
1:12:17	さっきなくて、5 分の自主的対応の 5 分の 4、5 分の 4 ページを見ていただきたいんですけども、
1:12:25	はいっていうふうにいる発電機の燃料補給用としてタンクローリの数え川規格化でどのようなことされていたのかと。
1:12:34	次、
1:12:35	ことについての対応をちょっとこちらに記載しております記載させていただいております。
1:12:42	別にタンクローリー
1:12:45	につきましては、
1:12:46	資機材として扱っております。
1:12:49	それが保安規定でも、そのように定められておまして、ページ 66 ページをお願いします。
1:13:01	突破タイトルば資機材の整備、
1:13:06	ということでタンクローリが、タンクローリの燃料輸送という燃料輸送に関する手順にご理解取り下げると。
1:13:16	そういった状態になって保安規定ではされております。
1:13:27	51 ページにも出ください。
1:13:39	なのでタンクローリにつきましては荷重評価の資機材に分類されますので、過剰評価につきましてはの設置許可で実施しまして、設工認対象外というふうにしております。
1:13:54	続きまして、51 ページの 3 ポツお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:01	3 ポツでは特則 83 条の 2 で使用するという。
1:14:06	設備の扱いについて説明させていただきます。
1:14:11	こちらは
1:14:14	資料 4 の
1:14:17	5 分の 5 ページ自主的対応事項の 5 分の 5 ページを見ていただきたいんですけど、この 33 番の
1:14:26	内容になります。
1:14:28	と消火水バックアップタンクは炉規則 83 条の対応で使用する設備であるが、設工認で構造強度評価の対象とならない理由を説明すること。
1:14:37	3 例目とこれについて、
1:14:39	するの説明するを説明させていただく様について、
1:14:45	対応した結果を
1:14:47	こちらに記載して記載して説明させていただきます。
1:14:57	所規則 83 条の対応のみで使用する設備につきましては消火水バックアップタンクが対象になります。
1:15:06	設工認除外扱いとしましてはこちらのクラス 3 設備に分類されますので、／防護対象施設としては A と分類されておりません。
1:15:18	命令と対象施設に選ばれるものにつきましては、クラス 1 及びクラスの設備がありまして、抽出フロー。
1:15:26	それと、先ほども密にしたけど抽出フロー。
1:15:30	よって、プレート間このお正月バックアップタンクが選ばれません抽出フローにつきましては、別紙 9 に添付しております。
1:15:39	今日このフロアも御説明拡大させていただきます。
1:15:44	保安規定の扱いについてですけれども、
1:15:49	この消火水バックアップタンクというのは 6000 億の 831083 条の代表で。
1:15:55	これについてはこの水源として使用するものになります。
1:16:01	なので降下火碎物に対する影響確認を行っております、
1:16:07	はい。
1:16:08	69 ページ。
1:16:12	69 ページお願いします。
1:16:20	こちらは消火水バックアップタンクの構造強度評価を実施して、
1:16:26	実施しております。すいません、これが設置。
1:16:32	これ方案確定の補足説明資料の抜粋になります。
1:16:42	70 ページを見ていただきたいんですけども、消火水バックアップタンクにつきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:49	ここの記載表の記載の通り、構造強度比評価上問題ないとしております。
1:17:04	なので
1:17:08	炉則 83 単位で使用するので、保安規定で強化しております、建設工認では
1:17:17	設工認設計という扱いです。
1:17:21	説明を
1:17:23	以上になります。
1:17:44	経常規制庁タツモトです。
1:17:49	資料 3 の
1:17:51	補足 7-49 ページ目からですけど。
1:17:55	例えばDB施設、SA施設それぞれの除灰に要する時間で除灰時間を確認して ますので確認した結果、時間、
1:18:05	短く、
1:18:07	なります。評価結果があって、
1:18:11	とぴあ以外の施設は、面積が小さいので除灰可能ですけれど、説明があるん ですけど、この実際の保安規定上なのか、保安規定のもっと下の
1:18:23	下部規定なのかもしれないですけど。
1:18:25	手順、運用として、
1:18:30	火山灰が
1:18:33	火山の影響。
1:18:38	保存事象があったときにどのような手順で除灰っていうのは行われるものなん ですか。
1:18:45	説明情報の規定のほうでやった方がよければ、本店での説明でも構いませ ん。
1:18:55	関西電力の発生がですね、
1:19:01	実際の除灰はどのように行われるか。
1:19:05	についてですけども、
1:19:09	もう
1:19:13	要員が、
1:19:15	どっかの外に出てですね、防護対象施設のところに行ってこの資機材を持っ て、
1:19:21	除灰するというものになります。
1:19:27	関西電力又マタです。少し補足させていただきますけれども 58 ページのところ ですね、資料 3-58 ページ。
1:19:36	これが実際の我々の運用になっておりますんで、ここに記載の通り、要はどう いうときに除灰をするのかって言ったらあの火山灰の堆積後認められた場合

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に、状況を見ながらということになりますけれども、それで除灰をしていくということになっております。
1:19:56	例えばその中で 10cm 積もったらやりますとかそういう具体的な定量値でもってずっと観測していくものではございませんので、もう状況見ていけるときに除灰をしていくという、そういう格好になろうかと思えます。
1:20:16	今の 58 ページで言うタカハシ
1:20:20	各課室長等、
1:20:23	が判断をして、その判断に基づいて、
1:20:28	ちょっと基本 1 をする。
1:20:31	ということですね。
1:20:32	関西電力ヌマタです。5 おっしゃる通りでございます。
1:20:38	そういったときに、建家については、
1:20:43	30 日で除灰をするという短期荷重との関係。
1:20:49	ですかねっていう時間的制約
1:20:52	と言っていいのかな。
1:20:53	ここが設けられていて、
1:20:56	燃料輸送。
1:20:58	大飯の話の天空タンクローリーであれば、
1:21:04	燃料移送が必要となる 3 日、
1:21:07	までに
1:21:08	当終わらせる必要があるっていうところでの時間制約
1:21:13	を考慮した上で、各室長等は判断をされているという理解でよろしいですか。
1:21:21	おっしゃる通りでございます。関西電力ヌマタです。おっしゃる通りでございます 58 ページのところにも 30 日という過怠が書かれていたりしております、それでやっていくということになりますので、
1:21:33	タンクローリーにつきましては、これ荷重に対する評価っていうのを、保安規定上、実施しておりますので、要は
1:21:44	フィットローリーは 3 日以内にやらなきゃいかぬようはずっと上。
1:21:51	すみません火山灰が規定壊れるのを防止するために除灰するのではなくって、その 3 日以内に燃料補給できるようにというそちらの制限にはなりますのでここに 3 日という事風潮出てきませんけれども、要は別の運用上の DG が燃料がなくなる前にやるということになって、
1:22:11	それに合わせて除灰を実施していくということになります。以上です。
1:22:19	。
1:22:20	規制庁タツモトです。了解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:23	同じく 49 ページで、これすいませんそもそのところで教えて欲しいんですけど、アクセスルート／火山事象とSA事象の重畳しないと、このところを改めての米三説明をお願いします。
1:22:43	関西電力の瀬川です。
1:22:49	それを
1:22:51	工認の添付資料のほうハードル重畳しないというのが、
1:22:58	だから、会計ですね、上で、
1:23:03	これをやらせていただいていますので、
1:23:07	登場しない。
1:23:10	という
1:23:12	説明になります。
1:23:15	すみません、ちょっと説明になってますでしょうか。
1:23:26	関西電力のヌマタです。
1:23:29	ちょっと具体的にですねを設置許可のまとめ資料なんかでもって多分御説明させていただいたほうがいいのかというふうに思っておりますので、
1:23:43	うん。ちょっとあの確認した増えて回答させていただきます。
1:23:56	原子力規制庁のタツモトです。
1:23:58	すみません、今はそもそのところでっていう。ちょっと教えてくださいっていうところでの重畳
1:24:06	その点と、それを踏まえて、
1:24:09	除灰に要する時間は確認対象外としています。
1:24:13	ていうところ。
1:24:15	の結びつき。
1:24:17	を改めて教えてください。今日じゃなくて構わないです。よろしくお願いします。
1:24:27	次 50 ページ目に行くんですけど、これ 1 点目細かいんですけど、2.1 の 2 行目。
1:24:35	既許可で実施した除灰に要する時間、この許可っていうのはDNP設置許可という認識でよろしいですか。
1:24:46	関西電力の長谷川です。DNP設置許可のまとめ資料です。はい、羽鳥です。関西電力ヌマタです。
1:24:57	前回も多分来許可っていうのは何ぞやっていう話があったかと思しますので、ちょっとこの辺り補足全体的にですね。DNP許可なのか、新規性基準の許可なのかっていうところはちょっとわかるように、このちょっと資料を見直したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	2.2 ポツ 50 ページの 2.2 ポツに屋外のSA設備でアクセスルートの話があるんですけど、保安規定には設備に悪影響を及ぼさないよう実施。
1:25:32	この設備に悪影響を及ぼさないようにっていうのは何をもって判断されるんですか。
1:25:44	本規定の話なので、本規程ヒアリングに飛ばしてもらっても構わないです。
1:25:51	関西電力の長谷川です。
1:25:53	こちらについてはなりを持って装荷というのはないんですけども、適宜除灰多い。
1:26:03	がかなり
1:26:06	この火山できましたら、
1:26:10	ばっかシステムの判断で除灰しまして、設備を守るといった手順です。
1:26:19	関西電力ヌマタです。ちょっと補足捕捉にもなってないかもしれないんですけども、これもですね具体的に高くなったらやりますっていうのが決まっているものではございませんで、そのSAの要員の話だとか要は設備が実際に例えば何か。
1:26:37	実際に何か壊れているとか、に実際のちょっと状況を見てですね、ちょっともうやったので描いてるからここでやっとうかとか、そういうような形での判断にはなろうかと思えますんで、具体的に悪影響を及ぼさないという基準はって言われるともう状況を見て、現場の状況で判断するという
1:26:56	もっとこういう気持ちというか、それでやるということになります。
1:27:45	規制庁のタツモトです。
1:27:52	当 49 ページのアクセスルートでは、
1:27:56	除灰を完了させる時間的制約がありません。
1:28:05	配置上、
1:28:06	については道路脇に除くので確認不要ですとあって、特段の制約がないように、
1:28:14	見える中で、
1:28:16	50 ページの 2.2 を見ると、
1:28:21	このアクセスルートについては制約がないっていう表現に統一してるんですかね。
1:28:35	関西電力ハセガワですと、
1:28:38	アクセスルートにつきましては
1:28:41	協議をしないので、
1:28:42	成約ないというもので統一させていただいております。
1:28:58	経常規制庁などのタツモトです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:00	一旦飛ばします。
1:29:08	52 ページ、こちら許可の資料だと思いますけど、許可のまとめ資料をこちら 34 号炉対象ということでよろしいですか。
1:29:20	関西電力ハセガワですとか 34 号機の資料になります。
1:29:29	原子力規制庁です。
1:29:31	のタツモトです。
1:29:33	今後、
1:29:35	緊急時対策所。
1:29:38	その建屋の説明があると思っておりますが、今 52 ページでの
1:29:45	建屋の一覧に緊急時対策上、
1:29:50	ない。
1:29:52	理由は何でしょう。
1:30:01	関西電力のハセガワで数字でいいよ。
1:30:04	関西電力、ハセガワ率緊急時対策所についてもやってまして、
1:30:10	それ抜粋して載せてなかったの、
1:30:15	載せませす。
1:30:22	関西電力のヌマタです。少し補足させていただきますけれども、申し訳ありません。我々ですね 52 ページのところでは B の建屋だけを申し上げれませす抜粋してしまっていて、SA の建屋っていうのはちょっと別の資料にございますので、こちら、すみません、次回はつけさせていただきようにさせていただきます。
1:30:54	原子力規制庁のタツモトです。了解しました。
1:30:57	次をお願いベースになります、53 ページのマスキングの
1:31:04	図。
1:31:07	後ろで出てくる。
1:31:09	61 ページの図
1:31:11	実は非常に見にくいです。
1:31:15	見えるように、
1:31:18	何か御検討いただけますか。
1:31:26	関西電力の長谷川です。まず企業箇所の部分、
1:31:30	もう少し見えるようにします。
1:32:02	まさに規制となかったですね、もう先ほどから出てるいろいろ出てましたけど、
1:32:08	49 ページで灰置き場の容量っていうことで、排風機損沼津の DBSM ファクスするとなんて配布規模、
1:32:19	までの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:21	うんとは考えてないと言いながら、50 ページで情報に関する時間帯で配付版の下降ということが書いてあるこの流れがよくわかんないんです。
1:32:35	50 ページに配置き場の候補として 34 の
1:32:41	この放水量の上になってるんですけど、34 の降水量って結構暴力的に厳しかったんでこんなもん載せて大丈夫なんでしょうか。
1:32:51	そこら辺は確認してるんでしょうか。
1:32:55	地盤改良をアットなんですけど、多分総務一部杭で受けてるところが結構杭方面を厳しかったような気がするんですけど、その点はいかがなんでしょうかというのはいちいち掴ま流れがわかんないという話と、
1:33:11	あと、
1:33:12	前回の資料 1 で、
1:33:16	資料 1 の SAMPSON30 ページで、
1:33:21	許認可ん時の専門パッチ例、
1:33:25	洪水は関係ないと、そういうのは今回、設置許可で洪水とりましたって言うんですけど、もし除灰許可の除灰がこの 1 から関係ないから、この時点でも、洪水はとらないといけなかったんでしょうか。
1:33:42	だから、ほかの事前で洪水はもう
1:33:47	削除しないといけないんじゃないですか、設置許可の段階じゃなくて、
1:33:52	許可の段階でこの位置が変わってないっていうんだったら構造はないですよ。
1:33:58	ふうんどんどん削除しなかったんでしょうかその手続き上が話も教えてください。以上です。
1:34:05	関西電力のヌマタです。すいませんちょっとお答えになってるわけなんですけれども、その洪水の話に関してはですね、設置許可の中で、ちょっとまた次回のヒアリングで御説明しますけれども、こここういう理由で
1:34:22	この洪水は影響しませんということをおたっております設置許可の時点で、要はへと影響検討の結果の表に挙げた上で、こうこうこういう理由で、当検討不要ですと、
1:34:38	検討不要にそれで設置許可いただいたので、工認のほうには構成を記載していないということになっております。
1:35:00	関西電力のヌマタです。おっしゃる通り書いてございますんでただこの下に cause に関しては、検討不要である旨をまた記載しているとすいません、そこをですね、中略のところ、省略してしまっているんで、今、当時わかりにく仕様になっておまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:16	ちょっと次回は交通量除いてるっていうことがわかるようにですね、ちょっと修正をさせていただこうかなと思っております。そういうことなんですか、そこら辺はやっぱり
1:35:27	大事なことだと思いますけども、説明のほうをお願いします。
1:35:31	はい、それでは三枚たら
1:35:35	49 と 50 ページ上はよいまだ運搬し、上部まで運搬し必要ないというお話をいわゆる情報廃止することは除灰部上まで持ってかなくていいという話と思ったんですけど、何でここで、
1:35:51	50 ページで、
1:35:53	2 ポツ 1 で除灰に関する
1:35:57	排水でバグ場所とかなんか書いてあるんでしょうか。
1:36:01	何か矛盾してるような気もするし、除灰する期間としては 30 日間でやると。
1:36:07	という話もあるし、30 日間経っても、周りに置いておけば大丈夫ではないのっていう趣旨なのか、何か全体の流れがいまいち理解できないんですけど、そこら辺系統立てて説明いただけますか。
1:36:20	関西電力野本です。すいません、ちょっとこちらもお答えになってるかあれなんですけれどもまず 49 ページのほうですねえとDB施設に間までもSAもそうですけれども、建家に対してはまず除灰時間は確認しておりますと、それに対してその右側なんですけれども。はい置き場の容量っていうのも、
1:36:40	DBであれば、建屋と屋外タンクに堆積する範囲っていうのは灰置き場に持っていくんで、この範囲でそれは確認しているとその排雪がまで運搬を考えていないっていうのはですねその下矢印に書いている絵と上記以外の施設に関しては、海洋今日までの運搬を考えていないというものでございますので、
1:36:59	建家等タンクに堆積する範囲に対しては、除灰を今日まで持っていくということで 53 ページにお示しするようなどころにはいを持っていくことをと我々考えております。
1:37:14	後ですね先ほどもう 1 個ありました。ここの健全性という話ありましたけれども、こちらに関してはですね肺が要は建家の周辺からどいてですね、何らかしらの作業の邪魔にならないようにと。
1:37:31	いうところがございますので、別に
1:37:35	なんていうかね、地盤の健全性というところまでは確認する必要はないのかなというのは思っているところでございます。
1:37:45	ナカフサすみません地盤健全性というのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:49	どこの話を言ってるんでしょうか。関西電力又マタ又マタの先ほどの地盤の健全性のことをおっしゃられたのかなと13ページ目を向け健全性ではなくて、ここにある放水管、放水作業のほう水路の位置ですよ。
1:38:07	税法水路自体に影響あるかという話をしてるんです。
1:38:12	補正のときは除灰するという設計ではなかったんで。
1:38:16	ホリゾン上載いわゆる除灰分上載荷重がかかるんで、それは設計に考慮してるんでしょうか。セール自体はCクラスなんですけど、その下にある区域とかもあるんで、その健全性について確認をしてください。
1:38:32	行政てくださいという趣旨です。
1:38:43	関西電力の又マタです。伊藤は承知いたしました。ちょっと洞道どういう説明ができるのかなっていうのをちょっと考えさせていただいて、また回答させていただきます。
1:38:55	5月の最終週、10月の最終週のとくに、そこら辺も説明できるお願いしたいと思っております。以上です。
1:39:49	はい。
1:39:52	原子力規制庁タツモトです。
1:39:54	損得7
1:39:57	7について、
1:40:00	終わります。
1:40:01	続いてお願いします。
1:40:04	そうしました。それでは関西電力の長谷川です。そうしました。それでは、
1:40:12	大庄の腐食の評価につきまして、
1:40:16	説明させていただきます。
1:40:20	資料は補足4をお願いします。ご提示します1ページに資料3-1ページになります。
1:40:32	はい、関西電力のシブヤでございます。補足4について説明をさせていただきますと、
1:40:38	緊対所の腐食設計ということになりますけれども、ここですね、今回結構におきまして、降下火砕物DNPを伴うDNPの構成層厚変更に伴いまして、影響因子荷重の選定して建家の強度評価を行っています。
1:40:53	一部ですね美浜3号機、高浜1234号機の緊急時対策所建屋につきましてはDNP設工認2からですね、さらに評価対象施設として選定しているというところでございます。ですので緊待所美浜と高浜の緊対所の腐食の責任について、
1:41:12	本資料で説明をしていくというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:15	下の括弧のところに記載してありますが、こちらあの基本簿価の建家と同様の内容でございますが、そちらを記載させていただけるというものでございます。
1:41:26	今回設工認で追加しているというところの話につきましてちょっと別紙のほう、追加させていただきまして整理をさして整理をさせていただきます。
1:41:38	考えている関西電力ハセガワです。ちょっと変わりました別紙の説明させていただきます。
1:41:46	水素次のページにページ左ました。
1:41:50	メキ対象建屋につきましては新規性基準の開放に新規性基準のときには、評価不要としておりましたけれども、大飯 34 号機の緊対所工認ね、添付資料の中で
1:42:06	評価を実施しております。
1:42:09	映像は今回のDNP設工認には、当社としましては、この最新の大飯 34 号機の定期購入を見ながらですね、効果火砕物の影響確認っていうのは、
1:42:25	行っております。この資料につきましてはその設工認上での扱い編成について説明させていただきます。
1:42:35	次に、
1:42:36	2 ポツですけども、
1:42:39	まず、屋外のSA設備の整備なんですけれども、これらの降下火砕物の影響は受けるとしておりますが、経営と除灰運用を行うことを保安規定に定めていく置けないと。
1:42:54	整理して、降下火砕物の影響確認不要としておりますんで、時対象につきましても整理はSs施設と同様になりますので、降下火砕物をすることを開けて定めておまして、影響確認不要としてます。
1:43:13	ただですね硬貨生物の
1:43:17	加重に対しても、もう
1:43:21	問題ないことっていうのは、設工認非常系、今回経営確立問題ないことも確認していると。
1:43:30	というような状態に、今回でなくてこれまで等、
1:43:34	降下する火砕物の荷重に対して問題ないことっていうのは確認はこれまでやってきました。
1:43:40	遠い 34 号機の大きい対象のAsanoとなるんですけども、緊待所の扱いですけども、
1:43:48	最新の並行に、
1:43:51	の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:53	整合性の実績等の影響確認をした実績がありますので、今回来構造強度評価と腐食の評価というのを、
1:44:03	やるというふうの方針を変更しましたので、4 発の利益の設工認の扱いになるんですけれども、
1:44:15	後備 34 号に倣って、影響確認を今回お出ししております。
1:44:21	正しいですね、緊待所に対する影響確認項目としましては、工程表構造設計特色設計がありまして、履歴の設工認の申請範囲につきましては、降下火砕物スポーツ変更でありますので、
1:44:38	その辺に対する評価
1:44:40	としましては、結果状に対する評価
1:44:43	申請図書に記載しておりまして、付則の設計につきましては、
1:44:50	補足説明しているわけで説明すると、先ほどの補足説明資料上、説明するというような構成にしております。
1:45:01	そこについては以上になります。
1:45:21	はい。
1:45:23	原子力規制庁のタツモトです。
1:45:26	緊対所建屋について、
1:45:29	改めて整理を確認したいんですけど。
1:45:33	もともと緊対所建屋は、
1:45:36	資料 2 の資料 2 ページの 2 ポツにある触媒の設備として整理をしていて、この屋外の設備というものは、
1:45:47	降下火砕物による影響を受けない。
1:45:50	そこで影響確認の不要としてました。
1:45:57	電力ハセガワです。その通りでございます。
1:46:02	多い緊対
1:46:05	そのときに、
1:46:07	そういう整理ではなくて、
1:46:14	ほかの建屋との整合性を踏まえた整理に見直している。
1:46:23	この
1:46:25	理由
1:46:27	もともとSs屋外の説明設備として、
1:46:30	確認不要としていたものを他の建屋との整合性を
1:46:35	踏まえるとした。
1:46:37	理由
1:46:38	は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:39	何でしょう。
1:46:42	関西電力のヌマタです。ここに書いてある以上の理由というのはございません。基準要求も何もこの3ポツの3大飯34号の緊対所の工認では特段変わっておりません、我々の運用も変わっておりません。ただ、
1:46:57	まさにここに書いてある通りですね他の建屋に関しては、この火山降下火砕物に対する荷重評価っていうのをやっているのに、ここはやっていないというところでやっぱり整合してないのかなと我々思って、それで、
1:47:14	大飯34号の緊対所工認で荷重評価をしてお出したというものでございます。
1:47:24	原子力規制庁の建物です。今口頭で説明があったと他の建屋では荷重評価をしておりますのでそこについての整合性をとって申すっていうところは明確に記載してもらっていいですか。関西電力ヌマタです。承知いたしました。
1:47:41	その中で、この中で、その前に
1:47:45	2ページの2ポツ、
1:47:48	の
1:47:49	2番目のポツ、
1:47:51	その2行目のなお書き例。
1:47:53	降下火砕物の荷重に対して問題ないことも確認しているこのもともと屋外のSA設備として影響確認不要ですとしている一方で、
1:48:04	荷重に対して確認しているって、ここの説明をお願いします。
1:48:13	関西電力の長谷川です。
1:48:15	除灰でOKとしてたんですけれども、設置許可のまとめ資料の中で、かなり概算の評価になるんですけども、
1:48:28	緊待所もちますと言った簡単な評価をしているしてましたのでその旨を記載して作って、
1:48:41	以上です。
1:48:48	朝電力のハセガワです。すいません、もう少し補足しますと、やる必要がないので、今
1:48:55	やる必要ないんですけども一応影響確認ということで、
1:49:01	簡単な評価
1:49:04	だけを、設置許可のまとめ資料でやったと。
1:49:07	いうものになります。
1:49:20	これまで規制庁タツモトですとこれまで影響確認的位置付けだったものを他の建屋との並びをそろえて今回は、
1:49:29	工認の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:32	赤字の部分は、申請書の中に盛り込みました。
1:49:36	っていうところですね、今荷重大幅に腐食が上げてるんですけど、これ腐食だけでいいっていう
1:49:44	説明をお願いします。
1:49:47	はい。
1:49:51	関西電力の田中です。
1:49:54	加入の方については、兵庫県参照を全部申請書の添付資料のほうに記載させていただいていますのでその特性に十分ではあるんですけど、これについてです。
1:50:10	説明をしているところです。
1:50:15	関西電力のヌマタです。すいませんちょっとお答えり政党も一度答えさせていただきます。今日ですね、資料3-5ページを見ていただいたらわかりやすいのかなと思うんですけども、この5ページで等影響因子の一覧を整理してございますので。
1:50:32	一番上の建屋に関しては、構造物への静的荷重を今いわゆる荷重評価とそれから構造物の化学的影響ということで風速のこの二つが影響因子となっていてございますので、それ以外に関しては特段を確認する必要はないと。
1:50:49	いうことになってございます。以上です。
1:50:58	はい。
1:50:59	規制庁タツモトです。今説明があった5ページ。
1:51:03	建家のとこで、緊対所建屋がないのは何か理由はあるんですか。
1:51:15	関西電力のヌマタです。すいませんこちらですね先ほど
1:51:23	除灰の生徒へ成立性確認のところでもSSP側だけ載せてましたというお話あったかと思えますので、この資料がまさにですね、JAB側で整理した資料になってございますので、SAのほうは
1:51:39	全く同じような表っていうのは作ってはおりませんけれども、今ちょっとここにつけ足したほうがわかりやすいのかなと思えますので、ここにちょっと入れさせていただこうかなと思えます。申し訳ありませんちょっとのでbの観点でちょっと整理を
1:51:57	明日話させていただいていたというものでございました。
1:52:03	規制庁タツモトです。
1:52:04	はい、認識の通り言葉としてはDBで。
1:52:07	だけではなくて、SAも確認したいので、そこは網羅的にお願いします。
1:52:19	規制庁建物ですって今回緊対所の建屋の荷重を足しましたっていうところで、基本設計方針上は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:30	それと申請書上は変更がないと思ってるんですけど、
1:52:34	今どう認可でどういう記載になって出てるのそこら辺の許可整合お話にもなるのかな。どういう記載になって、こういうことを考慮として入れたんだけど、記載自体は変更ありませんと。ただ申請書の添付の中ではこういうのが出てきます、補足の中では
1:52:51	なんですか、腐食の話が出てきますっていうのはちょっとわかるようにしてもらっていいですか。
1:53:01	関西電力のですねすみません御説明する資料のイメージですけれども例えば細かいところはまさに申請書を見ていただくしかないと思ってましてただそれがわかりやすいようにですね例えば基本設計方針のところでは、
1:53:19	建家名称が、例えばですけど書かれていないため、変更なしで、方針のほうにはこういう建屋名称がもともと書かれていたんだけどここに追加してますとか、ちょっとそういうがそれぞれの
1:53:34	基本設計方針、それから、添付資料、それぞれでどう、どういうところを抱えてるかっていうところをまず簡単に整理表でご説明させていただくのかなと今思ったんですけどそんなイメージでいかがでしょうか。
1:53:51	規制庁タツモトです。細かい評価内容を説明して欲しいというわけではなくてですね、今回荷重として、緊対所入れましたと言ってる中で、その申請書上はどう変わって、添付資料補足はどう。
1:54:06	何が加わっているのかっていうところを一覧としてわかるように、
1:54:12	見せたいということです。
1:54:14	関西電力の釜田です。承知いたしました。
1:55:30	はい。
1:55:32	規制庁のタツモトです。
1:55:34	当緊対の荷重の商材評価についても、今後のスケジュール。
1:55:43	その中で、詳細評価の説明があるという認識ですので、その際に改めて荷重の部分は確認をさせていただきます。
1:55:57	関西電力の志和屋です。承知いたしました。
1:56:06	当補足 4 資料 3 の補足 4 については以上になります。
1:56:12	そちらから説明は、
1:56:16	以上でよろしいですか。
1:56:19	関西電力の長谷川です。本日の説明事項はこれで以上になります。
1:56:26	規制庁のタツモトです。
1:56:28	規制庁シノさん、何かありますでしょうか。
1:56:34	私からは特にありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:39	はい。
1:56:40	では、本日のヒアリングについては以上にしたいと思います。
1:56:50	これにて体制生竹テフラ噴出規模見直しに係る美浜 3 号機、高浜 1234 号機及び大飯 34 号機の設計及び工事の計画認可申請に係るヒアリングを終わります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。